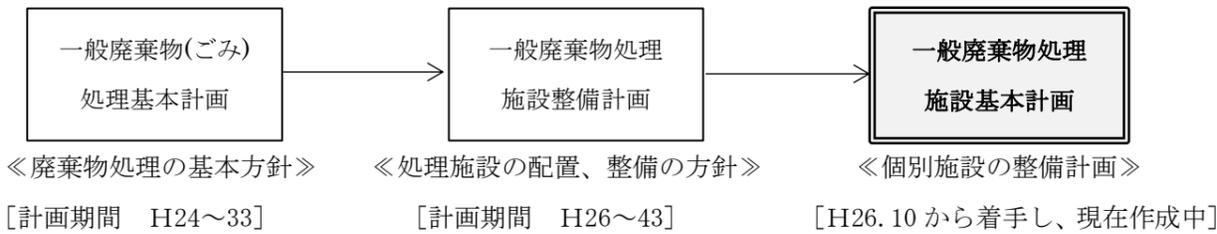
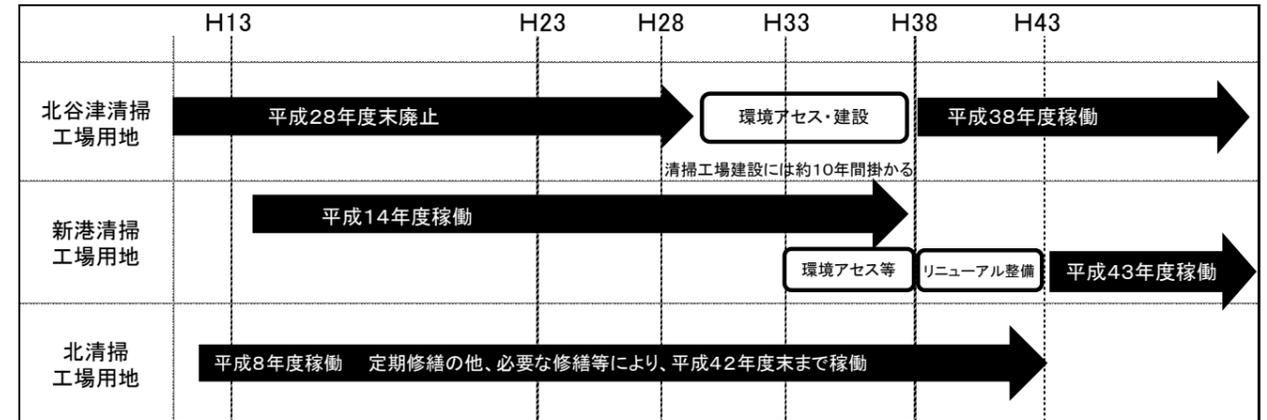


1 計画の位置づけ

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、安定的な処理体制を構築するため、将来的な各処理施設の配置及び整備に関する方針として、一般廃棄物処理施設整備計画を策定した。一般廃棄物処理施設基本計画は、この整備計画に基づき、北谷津清掃工場用地の活用を念頭においた新清掃工場の計画諸元設定、処理方式検討、基本図面類作成、建設事業費、スケジュール作成を行うものである。



③ 北清掃工場は、稼働後14年間は、3炉あるうちの2炉運転としていたため、炉の損傷が少ないことから、必要な修繕を実施し、リニューアル整備を終えた新港清掃工場の稼働に合わせ停止。



※リニューアル整備とは、既存の建築物を活用し、内部の老朽化したプラントのみ更新する整備手法です。

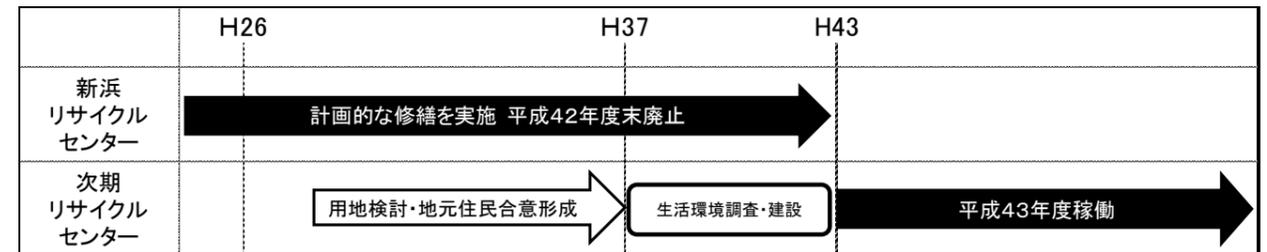
2 一般廃棄物処理施設整備計画の概要

(1) 廃棄物処理施設の概要

区分	施設名	施設概要
清掃工場	北谷津清掃工場	S53年稼働(稼働後37年が経過) 日量300t(稼働当初450t) 既に老朽化が著しい。H21年1炉廃止し現在2炉運転
	北清掃工場	H8年稼働(稼働後18年が経過) 日量570t 焼却能力は高いが、灰溶融設備を有していない
	新港清掃工場	H14年稼働(稼働後12年が経過) 日量405t 灰溶融設備を有し、発電・熱供給を重視した施設
リサイクル施設	新浜リサイクルセンター	H7年稼働 びん、缶等の資源物や粗大ごみの再資源化を図る
最終処分場及び汚水処理場	新内陸最終処分場	H12年稼働 焼却灰や不燃物を埋立 次期処分場の検討を要す
	塵芥汚水処理場	S49年稼働 処分場の汚水を処理 稼働後41年経過し老朽化

(3) リサイクル施設

次期施設建設については、新用地または、現有地を拡張し、より高度な資源化機能を有した施設を、現施設を稼働させながら建設する。



(4) 最終処分場及び汚水処理場

現処分場は、平成50年度末で埋立終了見込みであり、用地選定には時間を要することから、早期に新処分場の検討を開始する。老朽化が著しい汚水処理施設は、現施設を稼働させながら新用地に建設する。

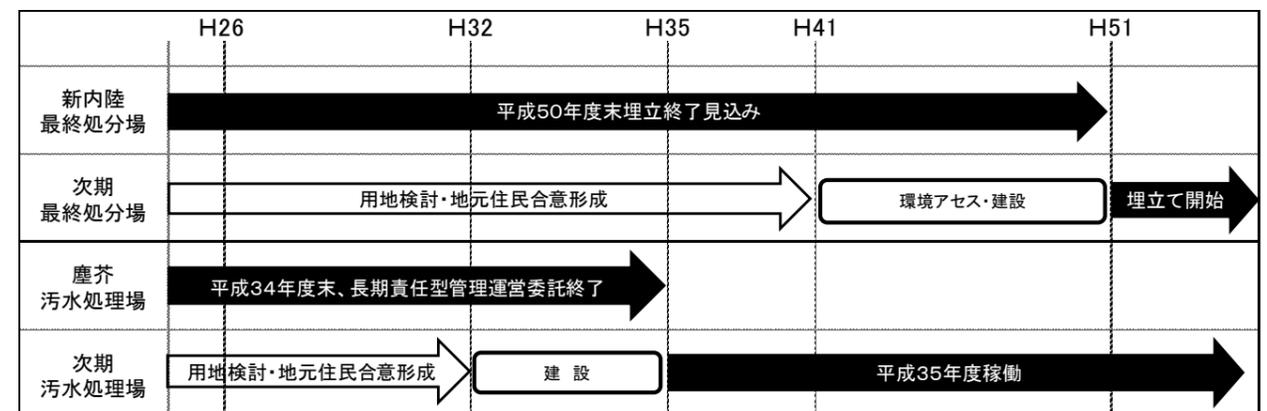
(2) 清掃工場

(ア) 整備方針

- ・年間焼却ごみ量を254,000トンまで削減し、平成28年度末に老朽化した北谷津清掃工場を停止させ、2清掃工場稼働体制とする。
- ・新港、北の2工場で安定的なごみ処理が可能となるよう、稼働させながら、老朽化による廃止時期に合わせ、計画的に代替施設整備等を行い、3用地で2清掃工場を運用する。

(イ) 事業スケジュール

- ① 平成38年度の新港清掃工場廃止に合わせ、北谷津清掃工場用地の活用を念頭に、新施設を稼働。
- ② 新港清掃工場は、ごみ焼却によって発生する熱を発電に利用するためフル稼働しており、炉の損傷が激しいことから、平成37年度末に停止し、リニューアル整備を実施後、平成43年度に稼働。



千葉市一般廃棄物処理施設基本計画の概要

3 一般廃棄物処理施設基本計画の概要

(1) 新清掃工場の整備コンセプト

(背景)

◇周辺地域との関連

- ・周辺環境との調和を図った施設
- ・環境教育の充実を図った施設
- ・住民に信頼される施設

◇市の課題

- ・焼却施設の老朽化
- ・最終処分場の逼迫

◇国の交付金交付要件

の上限1/2を活用

- ・高効率なエネルギー回収
- ・災害廃棄物処理体制の強化
- ・二酸化炭素排出量の目安への適合

◇施設機能

- ・有害物質等の排出抑制
- ・安定した処理
- ・維持管理費の節減

(整備コンセプト)

1 安全で安定稼働できる施設

安定かつ確実に処理するとともに、事故等による停止が無く、広範なごみ質やごみ量の変動に対応できる施設を目指す。

2 循環型社会に適応した施設

ごみの持つ熱エネルギーを有効に利用し、効率の高い発電を行うなど、地球温暖化防止にも寄与する。
焼却残渣等の再資源化・有効活用など、最終処分量の低減化を図る施設を目指す。

3 環境にやさしい施設

地球環境や地域環境を保全するため、高度な公害防止技術を導入するとともに、適切な運転管理を行うことによって可能な限り環境負荷の低減を図り、環境に優しい施設を目指す。
また、現在の良好な施設周辺環境を保全するため、現有用地を有効活用する。

4 災害に強い施設

地震等の災害に配慮し、災害時に自立した稼働が可能な施設を目指す。

5 環境意識の充実を図った施設

ごみに対する意識を高め、ものの大切さや自然・環境を愛する心を次世代に引き継ぐため、情報の提供や啓発の充実した施設を目指す。

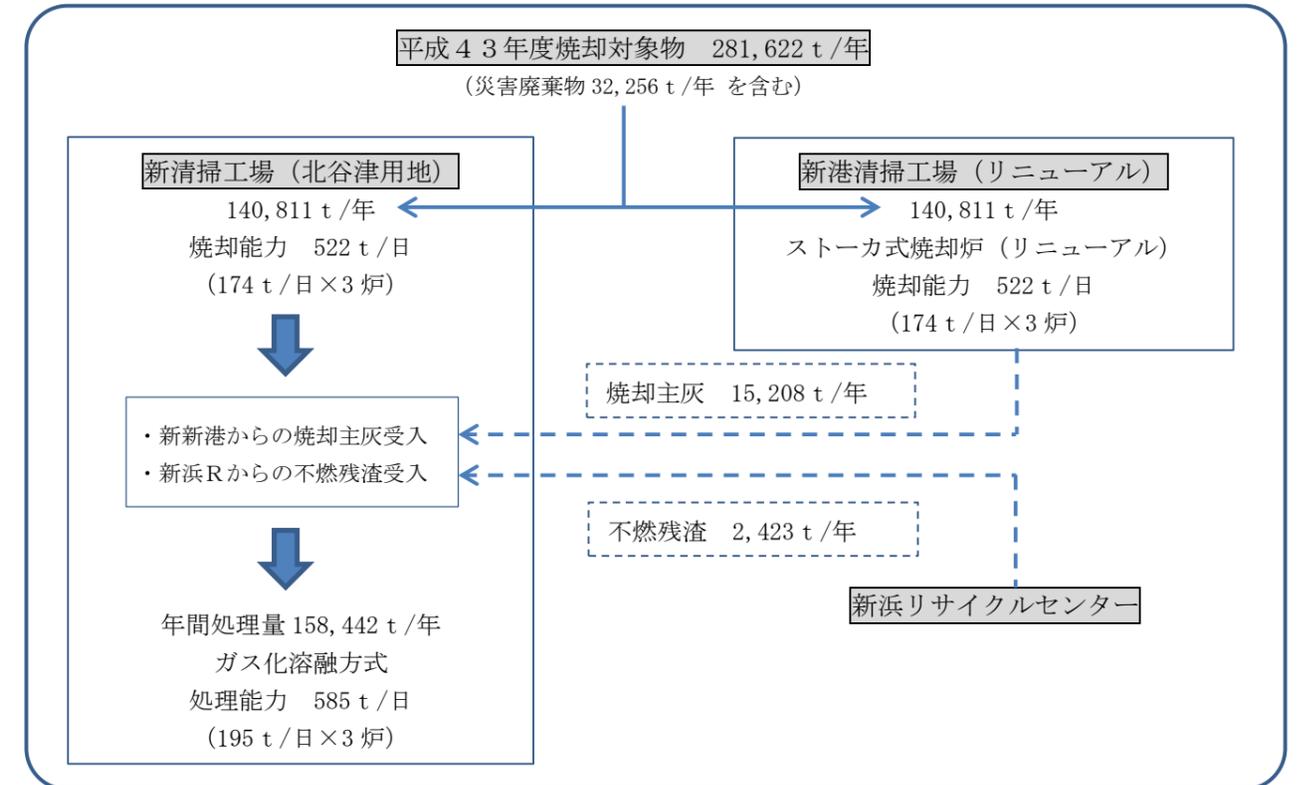
(2) 新清掃工場の焼却方式

- ・北谷津用地に計画している新清掃工場は、最終処分場延命化を考慮したものであるため、多様なごみ質に対応できるガス化熔融方式を採用する。
- ・新港清掃工場は、リニューアル整備することから、ストーカ式とするが、灰熔融設備は付帯しないものとする。

(3) 新清掃工場の施設規模

施設規模については、

- ・2清掃工場の焼却ごみ量は、従来の可燃ごみに加え、廃棄物処理施設整備交付金要綱で、災害時の廃棄物処理も国から強化を求められていることから、災害廃棄物を含めたものとする。
- ・2清掃工場の可燃ごみの焼却量は、2工場で等分した処理量とした。
- ・北谷津用地の新清掃工場については、最終処分場延命化を考慮して、他工場から排出される焼却主灰及び新浜リサイクルセンターから排出される不燃残渣を処理することとし、その量を加味した。



(4) これまでの経過及び今後のスケジュール

- 平成26年 5月 : 一般廃棄物処理施設整備計画について3清掃工場地元自治会に説明。
- 平成27年 6月 : 新港清掃工場見学会の開催(北谷津清掃工場地元自治会対象)。
- 平成27年 9月 : 一般廃棄物処理施設基本計画について、パブリックコメントを実施。
- 平成27年10月 : 循環型社会形成推進地域計画を作成し、国へ交付金の申請。
- 平成28年 : 環境アセスメント(配慮書)実施。PFI導入可能性調査、導入検討会実施。
- 平成29年 3月 : 北谷津清掃工場の停止。
- 平成29年 : 環境アセスメント(方法書)実施。PFI実施方針策定、事業者選定作業開始。
- 平成30年 : 環境アセスメント(現況調査)実施。PFI事業者を選定、契約締結。
- 平成31年 : 環境アセスメント(準備書)実施。
- 平成32年 : 環境アセスメント(評価書)実施。
- 平成33年 : 解体工事、建設工事の着工。
- 平成38年 : 新清掃工場の竣工。